

丸のこ等取扱い作業従事者教育 開催案内

丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業に従事する者は、特別教育に準じた教育を受ける必要があります。

この教育では、安全で正しい作業を行うための必要な知識及び作業方法について教育をいたします。

1. 受講対象者

丸のこ等を使用する作業に従事する者

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲	12月8日（月）	出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館）	50名	11月21日 （金）

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

《学科》 受講者の方の受付は8：20からとなります。

- ・丸のこ等に関する知識 （30分）
- ・丸のこ等を使用する作業に関する知識 （1時間30分）
- ・丸のこ等の点検及び整備に関する知識 （30分）
- ・安全な作業方法に関する知識 （30分）
- ・関係法令 （30分）
- ・丸のこ等の正しい取扱い方法（実技） （30分）

（学科1日（実技含む） 8：50～13：55）

4. 受講料・教材費(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 （1日間）	学科3.5時間 実技0.5時間	5,500円 ※	9,900円

※建災防島根県支部会員は、講習料の一部（3,300円）と教材費部分（1,100円）を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②年齢が確認できるもの（自動車免許等）の写し
- ③受講料（下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。）

（振込）事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの（写し）を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

- ④氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望がある場合
（修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。）

- ・旧姓を使用した氏名の場合
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
- ・通称の場合
住民票又はそれに類する証明書

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル（受講日変更や受講者変更を含む）については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・修了者には、当日修了証を交付します。
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。
（当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。）
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

（実技の受講について）

保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴等の準備をお願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004